

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 利用者負担額の適正化（案）について

平成29年10月

こども育成部 保育幼稚園総務課

茨木市保育所・認定こども園（保育枠）国徴収基準額平均額及び利用者負担額について

平成28年度比較

各月初日の入所児童の属する世帯 の階層区分			利用者負担額（月額：円）																			
階層 区分	定 義		0 歳児（標準時間認定）					1， 2 歳児（標準時間認定）					3 歳児（標準時間認定）					4 歳以上児				
			①国徴収基 準額平均額 (H28実績)	②現行	③ (②/①)	④改正案 (H28)	⑤ (④/①)	①国徴収基 準額平均額 (H28実績)	②現行	③ (②/①)	④改正案 (H28)	⑤ (④/①)	①国徴収基 準額平均額 (H28実績)	②現行	③ (②/①)	④改正案 (H28)	⑤ (④/①)	①国徴収基 準額平均額 (H28実績)	②現行	③ (②/①)	④改正案 (H28)	⑤ (④/①)
A	生活保護世帯等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B 1	市町村民税非課税 世帯	ひとり 親 世 帯 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B 2		一般 世 帯	9,000 (4,500) (0)	6,700 (3,300) (0)	74.4% () ()	6,700 (3,300) (0)	74.4% () ()	9,000 (4,500) (0)	6,700 (3,300) (0)	74.4% () ()	6,700 (3,300) (0)	74.4% () ()	6,000 (3,000) (0)	4,500 (2,200) (0)	75.0% () ()	4,500 (2,200) (0)	75.0% () ()	6,000 (3,000) (0)	4,500 (2,200) (0)	75.0% () ()	4,500 (2,200) (0)	75.0% () ()
C 1	市町村民税所得割 課税額 48,600円未満	ひとり 親 世 帯 等	9,250 (0) (0)	6,900 (0) (0)	74.6% () ()	6,900 (0) (0)	74.6% () ()	9,250 (0) (0)	6,900 (0) (0)	74.6% () ()	6,900 (0) (0)	74.6% () ()	7,750 (0) (0)	5,800 (0) (0)	74.8% () ()	5,800 (0) (0)	74.8% () ()	7,750 (0) (0)	5,800 (0) (0)	74.8% () ()	5,800 (0) (0)	74.8% () ()
C 2		一般 世 帯	19,500 (9,780) (0)	14,600 (7,300) (0)	74.9% (74.6%) ()	14,600 (7,300) (0)	74.9% (74.6%) ()	19,500 (9,780) (0)	14,600 (7,300) (0)	74.9% (74.6%) ()	14,600 (7,300) (0)	74.9% (74.6%) ()	16,500 (8,250) (0)	12,300 (6,100) (0)	74.5% (73.9%) ()	12,300 (6,100) (0)	74.5% (73.9%) ()	16,500 (8,250) (0)	12,300 (6,100) (0)	74.5% (73.9%) ()	12,300 (6,100) (0)	74.5% (73.9%) ()
D 1 ～ F 1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上97,000円未満		30,000 (15,000) (0)	22,500 (11,200) (0)	75.0% (74.7%) ()	22,500 (11,200) (0)	75.0% (74.7%) ()	30,000 (15,000) (0)	22,500 (11,200) (0)	75.0% (74.7%) ()	22,500 (11,200) (0)	75.0% (74.7%) ()	27,000 (13,500) (0)	20,200 (10,100) (0)	74.8% (74.8%) ()	20,200 (10,100) (0)	74.8% (74.8%) ()	27,000 (13,500) (0)	20,200 (10,100) (0)	74.8% (74.8%) ()	20,200 (10,100) (0)	74.8% (74.8%) ()
F 2	市町村民税所得割課税額 97,000円以上169,000円未満		44,500 (22,250) (0)	33,300 (16,600) (0)	74.8% (74.6%) ()	33,300 (16,600) (0)	74.8% (74.6%) ()	44,500 (22,250) (0)	33,300 (16,600) (0)	74.8% (74.6%) ()	33,300 (16,600) (0)	74.8% (74.6%) ()	41,500 (20,750) (0)	31,100 (15,500) (0)	74.9% (74.7%) ()	31,100 (15,500) (0)	74.9% (74.7%) ()	38,852 (19,235) (0)	27,200 (13,600) (0)	70.0% (70.7%) ()	30,400 (15,200) (0)	78.2% (79.0%) ()
F 3	市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未 満		61,000 (30,500) (0)	45,700 (22,800) (0)	74.9% (74.8%) ()	45,700 (22,800) (0)	74.9% (74.8%) ()	61,000 (30,500) (0)	45,700 (22,800) (0)	74.9% (74.8%) ()	45,700 (22,800) (0)	74.9% (74.8%) ()	53,490 (26,306) (0)	32,300 (16,100) (0)	60.4% (61.2%) ()	40,600 (20,300) (0)	75.9% (77.2%) ()	41,345 (19,195) (0)	27,200 (13,600) (0)	65.8% (70.9%) ()	30,400 (15,200) (0)	73.5% (79.2%) ()
F 4	市町村民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未 満		80,000 (40,000) (0)	60,000 (30,000) (0)	75.0% (75.0%) ()	60,000 (30,000) (0)	75.0% (75.0%) ()	80,000 (40,000) (0)	60,000 (30,000) (0)	75.0% (75.0%) ()	60,000 (30,000) (0)	75.0% (75.0%) ()	55,846 (26,880) (0)	32,300 (16,100) (0)	57.8% (59.9%) ()	40,600 (20,300) (0)	72.7% (75.5%) ()	41,380 (18,251) (0)	27,200 (13,600) (0)	65.7% (74.5%) ()	30,400 (15,200) (0)	73.5% (83.3%) ()
F 5	市町村民税所得割課税額 397,000円以上		104,000 (52,000) (0)	78,000 (39,000) (0)	75.0% (75.0%) ()	78,000 (39,000) (0)	75.0% (75.0%) ()	99,357 (49,417) (0)	70,400 (35,200) (0)	70.9% (71.2%) ()	73,600 (36,800) (0)	74.1% (74.5%) ()	54,984 (27,312) (0)	32,300 (16,100) (0)	58.7% (58.9%) ()	40,600 (20,300) (0)	73.8% (74.3%) ()	41,582 (19,944) (0)	27,200 (13,600) (0)	65.4% (68.2%) ()	30,400 (15,200) (0)	73.1% (76.2%) ()

※複数の子どもが保育所等に入所している場合、2人目の子どもは（ ）内の金額となり、3人目以降の子どもは〔 〕内の金額となります。

※改正案を採用してもなお、給付単価が限度額となる階層において、割合が75%を下回る理由

本市では、当該年度の利用者負担額を算出する際、前年度の公定価格単価表を用いて給付単価限度額を算出しているため、人勸等で公定価格が上昇した場合、当該年度の国徴収基準額に対する利用者負担額の割合が下がるものである。
 （④の金額はH27の公定価格単価表による給付単価限度額を用いて算出している。）

茨木市幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）国徴収基準額平均額及び利用者負担額について

平成28年度比較

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分												
階層区分	定 義		3 歳 児（教育標準時間）					4 歳以上児（教育標準時間）				
			①国徴収基準額平均額 (H28実績)	②現行	③ (②／①)	④改正案 (H28)	⑤ (④／①)	①国徴収基準額平均額 (H28実績)	②現行	③ (②／①)	④改正案 (H28)	⑤ (④／①)
A	生活保護世帯等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 1	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 2		一般世帯	3,000 (1,500) (0)	2,200 (1,100) (0)	73.3% (73.3%) ()	2,200 (1,100) (0)	73.3% () ()	3,000 (1,500) (0)	2,200 (1,100) (0)	73.3% () ()	2,200 (1,100) (0)	73.3% () ()
C 1	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	ひとり親世帯等	7,550 (0) (0)	5,600 (0) (0)	74.2% () ()	5,600 (0) (0)	74.2% () ()	7,550 (0) (0)	5,600 (0) (0)	74.2% () ()	5,600 (0) (0)	74.2% () ()
C 2		一般世帯	16,100 (8,050) (0)	12,000 (6,000) (0)	74.5% (74.5%) ()	12,000 (6,000) (0)	74.5% (74.5%) ()	16,100 (8,050) (0)	12,000 (6,000) (0)	74.5% (74.5%) ()	12,000 (6,000) (0)	74.5% (74.5%) ()
D	市町村民税所得割課税額 77,101円以上211,200円未満		20,500 (10,250) ()	15,300 (7,600) (0)	74.6% (74.1%) ()	15,300 (7,600) (0)	74.6% (74.1%) ()	20,500 (10,250) ()	15,300 (7,600) (0)	74.6% (74.1%) ()	15,300 (7,600) (0)	74.6% (74.1%) ()
E	市町村民税所得割課税額 211,200円以上		25,700 (12,850) (0)	19,200 (9,600) (0)	74.7% (74.7%) ()	19,200 (9,600) (0)	74.7% (74.7%) ()	25,684 (12,850) (0)	16,100 (8,000) (0)	62.7% (62.3%) ()	19,200 (9,600) (0)	74.8% (74.7%) ()

※複数の子どもが保育所等に入所している場合、2人目の子どもは（ ）内の金額となり、3人目以降の子どもは〔 〕内の金額となります。

特定教育・保育施設等利用者負担額の改正案

○保育所等（保育所・認定こども園（2,3号部分））利用者負担額

保育所等利用者負担額算定時の「給付単価限度額」を次のように改める。

・改正案 110人定員保育所の（基本単価）＋（所長設置加算）＋（三歳児配置改善加算）
＋（主任保育士専任加算）＋（事務職員雇上費加算）＋（冷暖房費加算）

・現行 120人定員保育所の（基本単価）＋（所長設置加算）

【ポイント】

国徴収基準額に対する市利用者負担額が平均75%を下回る理由としては、次の2点が挙げられる。

- 1 平成29年度の保育所等（保育所・認定こども園2,3号部分）の平均定員は108人であるが、現行の市利用者負担額算定時には、120人定員保育所の給付単価を採用し、算定している。
- 2 現行、「三歳児配置改善加算」、「主任保育士専任加算」、「事務職員雇上費加算」及び「冷暖房費加算」の4つについては、ほとんどの保育所等が取得しているにもかかわらず、現行の市利用者負担額算定時には、「給付単価限度額」として、これらを含めていない。

改正案を採用した場合、平成28年度利用者負担額決算額は次のようになり、私立保育所等における利用者負担額徴収基準額及び各階層ごとの国徴収基準額に対する割合は、1 ページ「茨木市保育所・認定こども園（保育枠）国徴収基準額平均額及び利用者負担額について」のとおりとなる。

平成28年度公定価格※ 4,981,430,748 …①

平成28年度国徴収基準額 1,998,313,230 …②

(四)

	平成28年度茨木市利用者負担額（公立施設除く）		①に対する割合	②に対する割合	増収見込額
現行	●75% 給付単価限度額を120人定員保育所の（基本+所長加算）とする。	1,400,901,510	28.1%	70.1%	—
改正後	●75% 給付単価限度額を110人保育所の（基本+所長+三歳改善+主任+事務+冷暖房費加算）とする。	1,490,999,190	29.9%	74.6%	90,097,680

平成29年度及び平成20年度の保育所等定員規模

及び給付単価（旧・保育単価）定員区分について

定員	平成29年度 (小規模保育事業除く)		
	給付単価区分	施設数	合計定員数
20	20 ～ 20	0	0
30	21 ～ 30	3	90
50	41 ～ 50	0	0
60	51 ～ 60	0	0
70	61 ～ 70	4	280
80	71 ～ 80	1	80
90	81 ～ 90	12	1,080
100	91 ～ 100	1	100
110	101 ～ 110	3	330
120	111 ～ 120	9	1,080
130	121 ～ 130	3	390
140	131 ～ 140	1	140
150	141 ～ 150	2	300
160	151 ～ 160	4	640
170	161 ～ 170	0	0
180	171 ～ 180	2	360
計		45	4,870
(平均定員)		108	

定員	平成20年度		
	給付単価区分	施設数	合計定員数
20	1 ~ 45	1	20
30		2	60
50	46 ~ 60	0	0
60		1	60
70	61 ~ 90	3	210
80		0	0
90		12	1,080
100	91 ~ 120	0	0
110		1	110
120		10	1,200
130	121 ~ 150	0	0
140		0	0
149		1	149
150		5	750
160	151 ~	0	0
170		1	170
180		0	0
計		37	3,809
(平均定員)		103	

※公定価格及び保育単価の定員区分について

- ・平成20年度までは30人単位（例：91人から120人まで）
- ・平成21年度から10人単位（例：111人から120人）に細分化（平成21年7月9日 雇児保発0709第1号 一部改正通知）

保育所等 公定価格 加算申請状況

給付単価限度額に含める ことのできる加算項目	平成28年度実績		平成29年度実績	
	申請施設数	割合	申請施設数	割合
基本分単価	40／40施設	100%	40／40施設	100%
所長設置加算	40／40施設	100%	40／40施設	100%
三歳児配置改善加算	36／37施設	97%	37／37施設	100%
夜間保育加算	0／40施設	0%	0／40施設	0%
主任保育士専任加算	40／40施設	100%	40／40施設	100%
事務職員雇上費加算	40／40施設	100%	40／40施設	100%
冷暖房費加算	40／40施設	100%	40／40施設	100%

※上記は2,3号認定公定価格における加算取得状況

※上記以外の公定価格加算項目は給付単価限度額に含めることができない。

特定教育・保育施設等利用者負担額の改正案

○幼稚園等（幼稚園（私学助成対象施設を除く）・認定こども園（1号部分））利用者負担額

幼稚園等利用者負担額算定時の「給付単価限度額」を次のように改める。

・改正案 $\frac{120\text{人定員幼稚園の（基本分単価）+（三歳児配置改善加算）+（チーム保育加配加算）}{+（給食実施加算）+（主幹教諭等専任加算）+（子育て支援活動費加算）+（冷暖房費加算）}$

・現行 301人定員幼稚園の（基本単価）

【ポイント】

国徴収基準額に対する市利用者負担額が平均75%を下回る理由としては、次のとおり。

- 1 現在、茨木市内の確認を受けた幼稚園の平均定員は112人であるが、現行の市利用者負担額算定時には、301人以上幼稚園等の給付単価を「給付単価限度額」として、採用しているため。

※私学助成対象の幼稚園を含めると茨木市内幼稚園の平均定員は301人以上となる。平成27年度当初は、これらの幼稚園が子育て支援新制度上の確認を受けた給付対象施設へ移行すると想定していたため

- 2 現行、「三歳児配置改善加算」、「チーム保育加配加算」、「給食実施加算」、「主幹教諭等専任加算」、「子育て支援活動費加算」及び「冷暖房費加算」の6つについて、市内の幼稚園が取得しているにもかかわらず、現行の市利用者負担額算定時には、「給付単価限度額」として、これらを含めていない。

改正案を採用した場合、平成28年度利用者負担額決算額は次のようになり、私立幼稚園等における利用者負担額徴収基準額及び各階層ごとの国徴収基準額に対する割合は、2ページ「茨木市幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）国徴収基準額平均額及び利用者負担額について」のとおりとなる。

平成28年度公定価格※ 446,433,888 …①

平成28年度国徴収基準額 54,242,110 …②

(四)

	平成28年度茨木市利用者負担額（公立施設除く）		①に対する割合	②に対する割合	増収見込額
現行	●75% 給付単価限度額を301人以上定員幼稚園の基本単価とする。	38,290,220	8.6%	70.6%	—
改正後	●75% 給付単価限度額を（基本+三歳改善+チーム保育+給食+主幹+子育て支援活動+冷暖房費加算）とする。	40,470,990	9.1%	74.6%	2,180,770

平成29年度幼稚園定員規模及び給付単価定員区分について

定員	平成29年度 (確認を受けていない幼稚園を除く) (公立幼稚園を含む)		
	給付単価区分	施設数	合計定員数
該当施設無し	0 ~ 15	0	0
該当施設無し	16 ~ 25	0	0
該当施設無し	26 ~ 35	0	0
該当施設無し	36 ~ 45	0	0
該当施設無し	46 ~ 60	0	0
70	61 ~ 75	2	140
71		3	213
該当施設無し	76 ~ 90	0	0
105	91 ~ 105	1	105
該当施設無し	106 ~ 120	0	0
該当施設無し	121 ~ 135	0	0
140	136 ~ 150	4	560
141		2	282
160	151 ~ 180	1	160
該当施設無し			
該当施設無し			
該当施設無し	181 ~ 210	0	0
該当施設無し	211 ~ 240	0	0
該当施設無し	241 ~ 270	0	0
該当施設無し	271 ~ 300	0	0
該当施設無し	301 ~	0	0
計		13	1,460
(平均定員)		112	

定員	平成29年度 (確認を受けていない幼稚園を含む) (公立幼稚園を除く)		
	給付単価区分	施設数	合計定員数
該当施設無し	0 ~ 15	0	0
該当施設無し	16 ~ 25	0	0
該当施設無し	26 ~ 35	0	0
該当施設無し	36 ~ 45	0	0
該当施設無し	46 ~ 60	0	0
該当施設無し	61 ~ 75	0	0
該当施設無し		0	0
該当施設無し	76 ~ 90	0	0
該当施設無し	91 ~ 105	0	0
該当施設無し	106 ~ 120	0	0
該当施設無し	121 ~ 135	0	0
該当施設無し	136 ~ 150	0	0
該当施設無し		0	0
160	151 ~ 180	1	160
175		1	175
180		1	180
該当施設無し	181 ~ 210	0	0
240	211 ~ 240	1	240
該当施設無し	241 ~ 270	0	0
280	271 ~ 300	1	280
315	301 ~	1	315
320		1	320
350		1	350
380		1	380
400		2	800
525		1	525
530		1	530
計		13	4,255
(平均定員)		327	

幼稚園 公定価格 加算申請状況

給付単価限度額に含める ことのできる加算項目	平成28年度実績		平成29年度実績	
	申請施設数	割合	申請施設数	割合
基本分単価	1／1施設	100%	1／1施設	100%
副園長・教頭配置加算	0／1施設	0%	0／1施設	0%
三歳児配置改善加算	1／1施設	100%	1／1施設	100%
満三歳児対応加配加算	0／1施設	0%	0／1施設	0%
チーム保育加配加算	1／1施設	100%	1／1施設	100%
通園送迎加算	0／1施設	0%	0／1施設	0%
給食実施加算	1／1施設	100%	1／1施設	100%
主幹教諭等専任加算	1／1施設	100%	1／1施設	100%
子育て支援活動費加算	1／1施設	100%	1／1施設	100%
指導充実加配加算	0／1施設	0%	0／1施設	0%
事務負担対応加配加算	0／1施設	0%	0／1施設	0%
冷暖房費加算	1／1施設	100%	1／1施設	100%

※上記は幼稚園公定価格における加算取得状況

※上記以外の公定価格加算項目は給付単価限度額に含めることができない。

※チーム保育加配加算の加配人数 H28…1人 H29…2人

※給食実施加算 給食実施日数 H28…1日／週 H29…1日／週

平成16年度～平成29年度 茨木市利用者負担額基準表（施設型）（保育標準時間認定）（一般世帯第1子）（0歳児）

0歳児																				
国 道 層 区 分	茨木市 階層 区分 (現行)	児童 在籍 割合 (※)	定 義 (区 分) (平成16年度～平成26年度) (A～C 2は所得税非課税世帯)	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	定 義 (区 分) (平成27年度～平成29年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度		
1	A	1.3%	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	生活保護世帯	0	0	0		
2	B 2	2.9%	所得税及び市民税非課税世帯	0	0	0	2,200	3,100	4,500	5,400	6,700	6,700	6,700	6,700	市民税非課税世帯	6,700	6,700	6,700		
3	C 2	6.1%	所得税非課税かつ市民税均等割のみ課税世帯	8,400	8,400	8,400	10,400	11,500	13,700	14,600	14,600	14,600	14,600	14,600	市民税均等割のみの世帯	14,600	14,600	14,600		
			所得税非課税かつ市民税所得割課税世帯	12,800	12,800	12,800	13,400	14,000	14,600						市民税所得割額 1 円以上 48,600 円未満					
4	D 2 E 2 F 1	13.7%	所得税 1 円以上 17,000 円未満	19,100	19,100	19,100	20,200	21,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	市民税所得割額 48,600 円以上 97,000 円未満	22,500	22,500	22,500		
			所得税 17,000 円以上 40,000 円未満				22,700	22,500												
5	F 2	20.8%	所得税 40,000 円以上 64,000 円未満	24,900	24,900	24,900	27,700	22,700	31,200	33,300	33,300	33,300	33,300	33,300	市民税所得割額 97,000 円以上 169,000 円未満	33,300	33,300	33,300		
			所得税 64,000 円以上 72,000 円未満					30,500												
			所得税 72,000 円以上 80,000 円未満																	
			所得税 80,000 円以上 103,000 円未満						33,300											
6	F 3	38.6%	所得税 103,000 円以上 140,000 円未満	46,900	46,900	46,900	40,000	33,700	42,700	45,700	45,700	45,700	45,700	45,700	市民税所得割額 169,000 円以上 301,000 円未満	45,700	45,700	45,700		
			所得税 140,000 円以上 160,000 円未満					40,000												
			所得税 160,000 円以上 180,000 円未満				45,900	45,700												
			所得税 180,000 円以上 200,000 円未満																	
			所得税 200,000 円以上 408,000 円未満				54,400	54,400	54,400										49,900	46,000
			所得税 408,000 円以上 413,000 円未満																56,200	
7	F 4	9.7%	所得税 413,000 円以上 430,000 円未満	55,000	55,000	55,000	57,500	49,900	59,400	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	市民税所得割額 301,000 円以上 397,000 円未満	60,000	60,000	60,000		
			所得税 430,000 円以上 459,000 円未満					59,000												
			所得税 459,000 円以上 484,000 円未満				60,000													
			所得税 484,000 円以上 734,000 円未満						60,000											
8	F 5	6.9%	所得税 734,000 円以上 円未満								78,000	78,000	78,000	78,000	市民税所得割額 397,000 円以上 円未満	78,000	78,000	78,000		

※ 平成28年度実績

平成16年度～平成29年度 茨木市利用者負担額基準表（施設型）（保育標準時間認定）（一般世帯第1子）（1，2歳児）

1，2歳児																										
国 道 層 区 分	茨木市 階層 区分 (現行)	児童 在籍 割合 (※)	定 義 (区 分) (平成16年度～平成26年度) (A～C 2は所得税非課税世帯)	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	定 義 (区 分) (平成27年度～平成29年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度								
1	A	0.4%	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	生活保護世帯	0	0	0								
2	B 2	2.4%	所得税及び市民税非課税世帯	0	0	0	2,200	3,100	4500	5,400	6,700	6,700	6,700	6,700	市民税非課税世帯	6,700	6,700	6,700								
3	C 2	4.3%	所得税非課税かつ市民税均等割のみ課税世帯	8,400	8,400	8,400	10,400	11,500	13,700	14,600	14,600	14,600	14,600	14,600	市民税均等割のみの世帯	14,600	14,600	14,600								
			所得税非課税かつ市民税所得割課税世帯	12,800	12,800	12,800	13,400	14,000	14,600						市民税所得割額 1 円以上 48,600 円未満											
4	D 2 E 2 F 1	13.0%	所得税 1 円以上 17,000 円未満	19,100	19,100	19,100	20,200	21,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	市民税所得割額 48,600 円以上 97,000 円未満	22,500	22,500	22,500								
			所得税 17,000 円以上 40,000 円未満	24,900	24,900	24,900	22,700	22,500																		
5	F 2	29.5%	所得税 40,000 円以上 64,000 円未満				27,700	22,700	31,200	33,300	33,300	33,300	33,300	33,300	市民税所得割額 97,000 円以上 169,000 円未満	33,300	33,300	33,300								
			所得税 64,000 円以上 72,000 円未満					27,700																		
			所得税 72,000 円以上 80,000 円未満				33,300	30,500																		
			所得税 80,000 円以上 103,000 円未満					33,300																		
6	F 3	34.3%	所得税 103,000 円以上 140,000 円未満	38,200	38,200	38,200	33,700	33,700	42,700	45,700	45,700	45,700	45,700	45,700	市民税所得割額 169,000 円以上 301,000 円未満	45,700	45,700	45,700								
			所得税 140,000 円以上 160,000 円未満	46,900	46,900	46,900	40,000	40,000																		
			所得税 160,000 円以上 180,000 円未満				45,900												45,900							
			所得税 180,000 円以上 200,000 円未満	54,400	54,400	54,400		45,700																		
			所得税 200,000 円以上 408,000 円未満				49,900	46,000																		
			所得税 408,000 円以上 413,000 円未満				56,200																			
7	F 4	9.8%	所得税 413,000 円以上 430,000 円未満	55,000	55,000	55,000	57,500	49,900	59,400	60,000	60,000	60,000	60,000	市民税所得割額 301,000 円以上 397,000 円未満	60,000	60,000	60,000									
			所得税 430,000 円以上 459,000 円未満					59,000	60,000																	
			所得税 459,000 円以上 484,000 円未満																							
			所得税 484,000 円以上 734,000 円未満					60,000																		
8	F 5	6.3%	所得税 734,000 円以上 円未満								65,900	65,900	65,900	65,900	市民税所得割額 397,000 円以上 円未満	70,400	70,400	72,200								

※ 平成28年度実績

平成16年度～平成29年度 茨木市利用者負担額基準表（施設型）（保育標準時間認定）（一般世帯第1子）（3歳児）

3歳児																											
国 道 区 分	茨木市 階層 区分 (現行)	児童 在籍 割合 (※)	定 義 (区 分) (平成16年度～平成26年度) (A～C 2は所得税非課税世帯)	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	定 義 (区 分) (平成27年度～平成29年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度									
1	A	0.6%	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	生活保護世帯	0	0	0									
2	B 2	2.0%	所得税及び市民税非課税世帯	0	0	0	1,500	2,100	3,000	3,600	4,500	4,500	4,500	4,500	市民税非課税世帯	4,500	4,500	4,500									
3	C 2	3.0%	所得税非課税かつ市民税均等割のみ課税世帯	7,600	7,600	7,600	9,100	10,000	11,600	12,300	12,300	12,300	12,300	12,300	市民税均等割のみの世帯	12,300	12,300	12,300									
			所得税非課税かつ市民税所得割課税世帯	11,900	11,900	11,900	12,000	12,300	12,300						市民税所得割額 1 円以上 48,600 円未満												
4	D 2 E 2 F 1	12.5%	所得税 1 円以上 17,000 円未満	17,500	17,500	17,500	18,400	19,300	20,200	20,200	20,200	20,200	20,200	20,200	市民税所得割額 48,600 円以上 97,000 円未満	20,200	20,200	20,200									
			所得税 17,000 円以上 40,000 円未満	22,900	22,900	22,900	20,400	20,200																			
5	F 2	23.5%	所得税 40,000 円以上 64,000 円未満				24,900	20,400	27,200	28,700	28,700	28,700	28,700	28,700	市民税所得割額 97,000 円以上 169,000 円未満	31,100	31,100	31,100									
			所得税 64,000 円以上 72,000 円未満					27,000																			
			所得税 72,000 円以上 80,000 円未満				29,100	29,100																			
			所得税 80,000 円以上 103,000 円未満	30,900	30,900	30,900	28,900												29,100								
6	F 3	36.7%	所得税 103,000 円以上 140,000 円未満	31,000	31,000	31,000	28,900	29,100	29,100	28,700	28,700	28,700	28,700	28,700	市民税所得割額 169,000 円以上 301,000 円未満	32,300	32,300	33,000									
			所得税 140,000 円以上 160,000 円未満					28,900																			
			所得税 160,000 円以上 180,000 円未満	31,900	31,900	31,900	29,000	29,100	29,100																		
			所得税 180,000 円以上 200,000 円未満					28,900																			
			所得税 200,000 円以上 408,000 円未満	32,100	32,100	32,100	29,000	29,100	29,100																		
			所得税 408,000 円以上 413,000 円未満					29,000																			
7	F 4	12.6%	所得税 413,000 円以上 430,000 円未満	32,100	32,100	32,100	29,000	29,100	29,100	28,700	28,700	28,700	28,700	28,700	市民税所得割額 301,000 円以上 397,000 円未満	32,300	32,300	33,000									
			所得税 430,000 円以上 459,000 円未満					29,100																			
			所得税 459,000 円以上 484,000 円未満	32,100	32,100	32,100	29,000	29,100	29,100																		
			所得税 484,000 円以上 734,000 円未満					29,100																			
8	F 5	9.1%	所得税 734,000 円以上 円未満								28,700	28,700	28,700	28,700	市民税所得割額 397,000 円以上 円未満	32,300	32,300	33,000									

※ 平成28年度実績

平成16年度～平成29年度 茨木市利用者負担額基準表（施設型）（保育標準時間認定）（一般世帯第1子）（4，5歳児）

4，5歳児																		
国 道 区 分	茨木市 階層 区分 (現行)	児童 在籍 割合 (※)	定 義 (区 分) (平成16年度～平成26年度) (A～C 2は所得税非課税世帯)	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	定 義 (区 分) (平成27年度～平成29年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	A	0.6%	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	生活保護世帯	0	0	0
2	B 2	2.5%	所得税及び市民税非課税世帯	0	0	0	1,500	2,100	3,000	3,600	4,500	4,500	4,500	4,500	市民税非課税世帯	4,500	4,500	4,500
3	C 2	2.6%	所得税非課税かつ市民税均等割のみ課税世帯	7,400	7,400	7,400	9,000	10,000	11,600	12,300	12,300	12,300	12,300	12,300	市民税均等割のみの世帯	12,300	12,300	12,300
			所得税非課税かつ市民税所得割課税世帯	11,500	11,500	11,500	11,700	12,300	12,300						市民税所得割額 1 円以上 48,600 円未満			
4	D 2 E 2 F 1	10.5%	所得税 1 円以上 17,000 円未満	16,900	16,900	16,900	18,000	19,300	20,200	20,200	20,200	20,200	20,200	20,200	市民税所得割額 48,600 円以上 97,000 円未満	20,200	20,200	20,200
			所得税 17,000 円以上 40,000 円未満	22,300	22,300	22,300	20,300	20,200										
5	F 2	21.4%	所得税 40,000 円以上 64,000 円未満				22,800	20,300	23,700	23,700	23,700	23,700	23,700	23,700	市民税所得割額 97,000 円以上 169,000 円未満	27,200	27,200	27,800
			所得税 64,000 円以上 72,000 円未満					20,300										
			所得税 72,000 円以上 80,000 円未満					23,400										
			所得税 80,000 円以上 103,000 円未満					24,000										
6	F 3	36.5%	所得税 103,000 円以上 140,000 円未満	26,300	26,300	26,300	23,900	24,000	23,700	23,700	23,700	23,700	23,700	23,700	市民税所得割額 169,000 円以上 301,000 円未満	27,200	27,200	27,800
			所得税 140,000 円以上 160,000 円未満					24,000										
			所得税 160,000 円以上 180,000 円未満	26,400	26,400	26,400	23,900	24,000										
			所得税 180,000 円以上 200,000 円未満					24,000										
			所得税 200,000 円以上 408,000 円未満	28,500	28,500	28,500	24,000	24,000										
			所得税 408,000 円以上 413,000 円未満					24,000										
7	F 4	13.3%	所得税 413,000 円以上 430,000 円未満	28,700	28,700	28,700	24,000	24,000	23,700	23,700	23,700	23,700	23,700	23,700	市民税所得割額 301,000 円以上 397,000 円未満	27,200	27,200	27,800
			所得税 430,000 円以上 459,000 円未満					24,000										
			所得税 459,000 円以上 484,000 円未満					24,000										
			所得税 484,000 円以上 734,000 円未満					24,000										
8	F 5	12.6%	所得税 734,000 円以上 円未満								23,700	23,700	23,700	23,700	市民税所得割額 397,000 円以上 円未満	27,200	27,200	27,800

※ 平成28年度実績

北摂各市 平成29年度 利用者負担額基準表（施設型）（保育標準時間認定）（一般世帯第1子）（0歳児）

国 階層 区分	茨木市 階層 区分	定 義 (区 分)	0歳児																		
			国の上限額 基準	茨木市 (現行) (※1)	茨木市 (改正案) (※2)	豊中市	高槻市	吹田市	箕面市	池田市	摂津市										
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
2	B 2	市民税非課税世帯	9,000	6,700	6,700	3,000	4,000	0	2,000	0	4,000										
3	C 2	均等割のみの世帯	19,500	14,600	14,600	10,700	10,000	6,800	7,000	9,100	9,000										
		8,700																			
		9,600																			
4	D 2	市民税所得割額 48,600 円以上 54,000 円未満	22,500	22,500	19,400	13,000	10,000	11,400	13,200	21,700	15,400										
		市民税所得割額 54,000 円以上 57,700 円未満						12,800				15,200									
		市民税所得割額 57,700 円以上 58,000 円未満																			
	市民税所得割額 58,000 円以上 60,000 円未満	17,000	15,200	25,520			23,000														
	市民税所得割額 60,000 円以上 60,600 円未満																				
	市民税所得割額 60,600 円以上 62,000 円未満																				
	E 2	市民税所得割額 62,000 円以上 67,000 円未満	30,000	22,500		22,500	17,000	16,400	18,700	25,520	23,000										
		市民税所得割額 67,000 円以上 75,000 円未満																			
		市民税所得割額 75,000 円以上 76,000 円未満																			
		市民税所得割額 76,000 円以上 77,101 円未満																			
		市民税所得割額 77,101 円以上 87,900 円未満										22,500	22,500	20,000	23,300	25,520	23,000				
		市民税所得割額 87,900 円以上 89,000 円未満																			
		市民税所得割額 89,000 円以上 97,000 円未満																			
		5										F 2	市民税所得割額 97,000 円以上 102,000 円未満	44,500	33,300	33,300	34,000	30,500	19,600	29,400	31,700
													市民税所得割額 102,000 円以上 103,000 円未満								
市民税所得割額 103,000 円以上 122,000 円未満																					
市民税所得割額 122,000 円以上 129,200 円未満																					
市民税所得割額 129,200 円以上 133,000 円未満	33,400		24,600	35,300	39,170																
市民税所得割額 133,000 円以上 140,000 円未満																					
市民税所得割額 140,000 円以上 141,000 円未満																					
市民税所得割額 141,000 円以上 141,100 円未満	33,000		39,200	37,200																	
市民税所得割額 141,100 円以上 162,000 円未満																					
市民税所得割額 162,000 円以上 169,000 円未満																					
6	F 3	市民税所得割額 169,000 円以上 182,000 円未満	61,000	45,700	45,700	45,900	45,800	42,000	46,000	45,800											
		市民税所得割額 182,000 円以上 202,000 円未満																			
		市民税所得割額 202,000 円以上 207,900 円未満																			
		市民税所得割額 207,900 円以上 249,100 円未満																			
		市民税所得割額 249,100 円以上 256,000 円未満					51,100	51,200	52,300	48,600											
		市民税所得割額 256,000 円以上 257,000 円未満																			
		市民税所得割額 257,000 円以上 271,000 円未満																			
		市民税所得割額 271,000 円以上 301,000 円未満					80,000	60,000	60,000	57,700	56,600	59,200	56,500	62,300	55,800						
		市民税所得割額 301,000 円以上 318,000 円未満																			
市民税所得割額 318,000 円以上 335,000 円未満																					
7	F 4	市民税所得割額 335,000 円以上 364,000 円未満	104,000	78,000	78,000	78,000	69,000	77,200	69,400	62,300	63,000										
		市民税所得割額 364,000 円以上 397,000 円未満																			
		市民税所得割額 397,000 円以上 472,000 円未満																			
8	F 5	市民税所得割額 472,000 円以上 円未満	104,000	78,000	78,000	78,000	69,000	87,200	69,400	62,300	63,000										
		最大値	104,000	78,000	78,000	78,000	69,000	87,200	69,400	62,300	63,000										
		最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0										

※1 現行…「国の上限額基準」と120名定員保育所の「給付単価限度額（基本+所長加算）」（166,360円）を比較し低い方に75%を乗じる。

※2 改正案…「国の上限額基準」と110名定員保育所の「給付単価限度額（基本+所長+三歳改善+主任+事務+冷暖房加算）」（170,680円）を比較し低い方に75%を乗じる。

北摂各市 平成29年度 利用者負担額基準表（施設型）（保育標準時間認定）（一般世帯第1子）（1，2歳児）

国 階層 区分	茨木市 階層 区分	定 義 (区 分)	1, 2歳児										
			国の上限額 基準	茨木市 (現行) (※1)	茨木市 (改正案) (※2)	豊中市	高槻市	吹田市	箕面市	池田市	摂津市		
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2	B 2	市民税非課税世帯	9,000	6,700	6,700	3,000	4,000	0	2,000	0	4,000		
3	C 2	均等割のみの世帯	19,500	14,600	14,600		10,000	6,800	7,000	9,100	9,000		
		市民税所得割額 1 円以上 6,000 円未満				8,200		8,700	10,750	11,500			
4	D 2	市民税所得割額 6,000 円以上 48,600 円未満	30,000	22,500	22,500	19,400	13,000	10,000	11,400	21,700	15,400		
		市民税所得割額 48,600 円以上 54,000 円未満							13,200				
	E 2	市民税所得割額 54,000 円以上 57,700 円未満		22,500	22,500		17,000	12,800	15,200			25,520	23,000
		市民税所得割額 57,700 円以上 58,000 円未満											
		市民税所得割額 58,000 円以上 60,000 円未満											
		市民税所得割額 60,000 円以上 60,600 円未満											
		市民税所得割額 60,600 円以上 62,000 円未満											
		市民税所得割額 62,000 円以上 67,000 円未満											
		市民税所得割額 67,000 円以上 75,000 円未満											
		市民税所得割額 75,000 円以上 76,000 円未満											
	F 1	市民税所得割額 76,000 円以上 77,101 円未満		22,500	22,500		20,000	16,400	18,700	25,520	23,000		
		市民税所得割額 77,101 円以上 87,900 円未満											
		市民税所得割額 87,900 円以上 89,000 円未満											
		市民税所得割額 89,000 円以上 97,000 円未満											
5	F 2	市民税所得割額 97,000 円以上 102,000 円未満	44,500	33,300	33,300	34,000	30,500	19,600	23,400	39,170	31,700		
		市民税所得割額 102,000 円以上 103,000 円未満						29,400					
		市民税所得割額 103,000 円以上 122,000 円未満					33,400	24,600	35,300			37,200	
		市民税所得割額 122,000 円以上 129,200 円未満						33,000	39,200				
		市民税所得割額 129,200 円以上 133,000 円未満					41,100		42,200	45,710	45,800		
		市民税所得割額 133,000 円以上 140,000 円未満											
		市民税所得割額 140,000 円以上 141,000 円未満											
		市民税所得割額 141,000 円以上 141,100 円未満											
		市民税所得割額 141,100 円以上 162,000 円未満					45,800	42,000	48,200	48,600			
		市民税所得割額 162,000 円以上 169,000 円未満											
市民税所得割額 169,000 円以上 182,000 円未満													
市民税所得割額 182,000 円以上 202,000 円未満													
6	F 3	市民税所得割額 202,000 円以上 207,900 円未満	61,000	45,700	45,700	45,900	49,400	51,100	46,000	45,710	45,800		
		市民税所得割額 207,900 円以上 249,100 円未満							42,000			48,200	48,600
		市民税所得割額 249,100 円以上 256,000 円未満											
		市民税所得割額 256,000 円以上 257,000 円未満											
		市民税所得割額 257,000 円以上 271,000 円未満											
		市民税所得割額 271,000 円以上 301,000 円未満					51,200	52,300	62,300	55,800			
		市民税所得割額 301,000 円以上 318,000 円未満											
		市民税所得割額 318,000 円以上 335,000 円未満											
市民税所得割額 335,000 円以上 364,000 円未満													
7	F 4	市民税所得割額 364,000 円以上 397,000 円未満	80,000	60,000	60,000	57,700	56,600	67,200	56,500	62,300	55,800		
		市民税所得割額 397,000 円以上 472,000 円未満						59,800	69,400			63,000	
		市民税所得割額 472,000 円以上 円未満						77,200	87,200				
8	F 5	市民税所得割額 円未満	104,000	70,400 (※3)	75,400 (※3)	78,000	69,000	77,200	69,400	62,300	63,000		
		市民税所得割額 円以上 円未満						87,200					
		最大値	104,000	70,400	75,400	78,000	69,000	87,200	69,400	62,300	63,000		
		最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

※1 現行…「国の上限額基準」と120名定員保育所の「給付単価限度額（基本+所長加算）」（96,300円）を比較し低い方に75%を乗じる。

※2 改正案…「国の上限額基準」と110名定員保育所の「給付単価限度額（基本+所長+三歳改善+主任+事務+冷暖房加算）」（100,620円）を比較し低い方に75%を乗じる。

※3 給付単価限度額の方が低くなる階層

北摂各市 平成29年度 利用者負担額基準表（施設型）（保育標準時間認定）（一般世帯第1子）（3歳児）

国 階層 区分	茨木市 階層 区分	定 義 (区 分)	3歳児								
			国の上限額 基準	茨木市 (現行) (※1)	茨木市 (改正案) (※2)	豊中市	高槻市	吹田市	箕面市	池田市	摂津市
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	B 2	市民税非課税世帯	6,000	4,500	4,500	3,000	3,700	0	1,000	0	3,000
3	C 2	均等割のみの世帯	16,500	12,300	12,300		9,100	8,500	6,600	6,300	7,350
		市民税所得割額 1 円以上 6,000 円未満				市民税所得割額 6,000 円以上 48,600 円未満			市民税所得割額 7,600 円以上 8,000 円未満	9,000	9,870
4	D 2	市民税所得割額 48,600 円以上 54,000 円未満	20,200	20,200	18,400	11,000	9,600	10,800	20,050	13,400	
		市民税所得割額 54,000 円以上 57,700 円未満						12,300			18,000
	E 2	市民税所得割額 57,700 円以上 58,000 円未満	27,000	20,200		20,200	11,000	12,000	14,200	24,700	
		市民税所得割額 58,000 円以上 60,000 円未満									
		市民税所得割額 60,000 円以上 60,600 円未満					15,000	17,800	24,700	21,000	
		市民税所得割額 60,600 円以上 62,000 円未満									
		市民税所得割額 62,000 円以上 67,000 円未満					18,000	15,800	17,800	24,700	21,000
		市民税所得割額 67,000 円以上 75,000 円未満									
		市民税所得割額 75,000 円以上 76,000 円未満					21,500	22,500	26,000		
		市民税所得割額 76,000 円以上 77,101 円未満									
	F 1	市民税所得割額 77,101 円以上 87,900 円未満	20,200	20,200		29,000	18,800	28,300	33,170	29,400	
		市民税所得割額 87,900 円以上 89,000 円未満									
5	F 2	市民税所得割額 89,000 円以上 97,000 円未満	41,500	31,100	31,100	33,700	29,000	31,400	31,700	31,800	
		市民税所得割額 97,000 円以上 102,000 円未満									
		市民税所得割額 102,000 円以上 103,000 円未満					29,000	31,900	31,800		
		市民税所得割額 103,000 円以上 122,000 円未満									
		市民税所得割額 122,000 円以上 129,200 円未満				29,600	33,400	35,420			
		市民税所得割額 129,200 円以上 133,000 円未満									
		市民税所得割額 133,000 円以上 140,000 円未満				32,200	37,000	39,920			
		市民税所得割額 140,000 円以上 141,000 円未満									
		市民税所得割額 141,000 円以上 141,100 円未満				32,200	37,000	39,920			
		市民税所得割額 141,100 円以上 162,000 円未満									
6	F 3	市民税所得割額 162,000 円以上 169,000 円未満	58,000	33,000 (※3)	41,500 (※3)	37,000	32,200	35,000	32,800	31,800	
		市民税所得割額 169,000 円以上 202,000 円未満									
		市民税所得割額 202,000 円以上 207,900 円未満					32,200	37,000	34,600		
		市民税所得割額 207,900 円以上 249,100 円未満									
		市民税所得割額 249,100 円以上 256,000 円未満					37,000	39,920			
		市民税所得割額 256,000 円以上 257,000 円未満									
		市民税所得割額 257,000 円以上 271,000 円未満					37,000	39,920			
		市民税所得割額 271,000 円以上 301,000 円未満									
7	F 4	市民税所得割額 301,000 円以上 318,000 円未満	77,000	33,000 (※3)	41,500 (※3)	37,000	32,200	37,000	35,420	31,800	
		市民税所得割額 318,000 円以上 335,000 円未満									
		市民税所得割額 335,000 円以上 364,000 円未満					37,000	39,920			
		市民税所得割額 364,000 円以上 397,000 円未満									
8	F 5	市民税所得割額 397,000 円以上 472,000 円未満	101,000	33,000 (※3)	41,500 (※3)	37,000	36,500	37,000	39,920	31,800	
		市民税所得割額 472,000 円以上 円未満									
		最大値	101,000	33,000	41,500	37,000	36,500	37,000	34,600	39,920	31,800
		最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 現行…「国の上限額基準」と120名定員保育所の「給付単価限度額（基本+所長加算）」（44,090円）を比較し低い方に75%を乗じる。

※2 改正案…「国の上限額基準」と110名定員保育所の「給付単価限度額（基本+所長+三歳改善+主任+事務+冷暖房加算）」（55,410円）を比較し低い方に75%を乗じる。

※3 給付単価限度額の方が低くなる階層

北摂各市 平成29年度 利用者負担額基準表（施設型）（保育標準時間認定）（一般世帯第1子）（4，5歳児）

国 階層 区分	茨木市 階層 区分	定 義 (区 分)	4, 5歳児								
			国の上限額 基準	茨木市 (現行) (※1)	茨木市 (改正案) (※2)	豊中市	高槻市	吹田市	箕面市	池田市	摂津市
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	B 2	市民税非課税世帯	6,000	4,500	4,500	3,000	3,700	0	1,000	0	3,000
3	C 2	均等割のみの世帯	16,500	12,300	12,300		9,100	8,500	6,600	6,300	7,350
		市民税所得割額 1 円以上 6,000 円未満				市民税所得割額 6,000 円以上 48,600 円未満			市民税所得割額 7,600 円以上 8,000 円未満	市民税所得割額 8,000 円以上 9,000 円未満	市民税所得割額 9,870 円以上 10,000 円未満
4	D 2	市民税所得割額 48,600 円以上 54,000 円未満	20,200	20,200	18,000	11,000	9,600	10,800	20,050	13,400	
		市民税所得割額 54,000 円以上 57,700 円未満						12,300			
	E 2	市民税所得割額 57,700 円以上 58,000 円未満	27,000	20,200		20,200	11,000	12,000	14,200	24,700	16,500
		市民税所得割額 58,000 円以上 60,000 円未満									
		市民税所得割額 60,000 円以上 60,600 円未満					15,000	15,400	17,800	21,000	
		市民税所得割額 60,600 円以上 62,000 円未満									
		市民税所得割額 62,000 円以上 67,000 円未満									
		市民税所得割額 67,000 円以上 75,000 円未満									
		市民税所得割額 75,000 円以上 76,000 円未満									
		市民税所得割額 76,000 円以上 77,101 円未満									
	F 1	市民税所得割額 77,101 円以上 87,900 円未満	20,200	20,200		18,000	24,700	21,000			
		市民税所得割額 87,900 円以上 89,000 円未満				18,000					
5	F 2	市民税所得割額 89,000 円以上 97,000 円未満	41,500	27,200 (※3)	31,000 (※3)	30,300	25,900	18,000	22,500	28,570	25,000
		市民税所得割額 97,000 円以上 102,000 円未満							25,800		
		市民税所得割額 102,000 円以上 103,000 円未満					25,900	22,400	26,500		27,100
		市民税所得割額 103,000 円以上 122,000 円未満									
		市民税所得割額 122,000 円以上 129,200 円未満					26,500	29,000	27,200		
		市民税所得割額 129,200 円以上 133,000 円未満									
		市民税所得割額 133,000 円以上 140,000 円未満					27,400	29,820	27,100		
		市民税所得割額 140,000 円以上 141,000 円未満									
		市民税所得割額 141,000 円以上 141,100 円未満									
		市民税所得割額 141,100 円以上 162,000 円未満									
市民税所得割額 162,000 円以上 169,000 円未満											
6	F 3	市民税所得割額 169,000 円以上 182,000 円未満	58,000	27,200 (※3)	31,000 (※3)	32,000	27,500	30,200	27,700	29,820	27,100
		市民税所得割額 182,000 円以上 202,000 円未満							28,200		
		市民税所得割額 202,000 円以上 207,900 円未満					27,500	30,200	28,800		27,100
		市民税所得割額 207,900 円以上 249,100 円未満									
		市民税所得割額 249,100 円以上 256,000 円未満					30,200	29,200	30,820		27,100
		市民税所得割額 256,000 円以上 257,000 円未満									
		市民税所得割額 257,000 円以上 271,000 円未満									
		市民税所得割額 271,000 円以上 301,000 円未満									
7	F 4	市民税所得割額 301,000 円以上 318,000 円未満	77,000	27,200 (※3)	31,000 (※3)	32,000	27,500	30,200	29,600	35,320	27,100
		市民税所得割額 318,000 円以上 335,000 円未満									
		市民税所得割額 335,000 円以上 364,000 円未満									
		市民税所得割額 364,000 円以上 397,000 円未満									
8	F 5	市民税所得割額 397,000 円以上 472,000 円未満	101,000	27,200 (※3)	31,000 (※3)	32,000	30,300	30,200	29,600	35,320	27,100
		市民税所得割額 472,000 円以上 円未満						30,200			
		最大値	101,000	27,200	31,000	32,000	30,300	30,200	29,600	35,320	27,100
		最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 現行…「国の上限額基準」と120名定員保育所の「給付単価限度額（基本+所長加算）」（37,090円）を比較し低い方に75%を乗じる。

※2 改正案…「国の上限額基準」と110名定員保育所の「給付単価限度額（基本+所長+三歳改善+主任+事務+冷暖房加算）」（41,410円）を比較し低い方に75%を乗じる。

※3 給付単価限度額の方が低くなる階層

北摂各市 平成29年度 利用者負担額基準表（教育標準時間認定）（一般世帯第1子）（3歳児）

国 階層 区分	茨木市 階層 区分	定 義（区 分）		3歳児									
				国の上限額 基準	茨木市（現行） （※1）	茨木市 （改正案） （※2）	豊中市	高槻市	吹田市	箕面市 （※3）	池田市	摂津市	
1	A	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	B 2	市民税非課税世帯		3,000	2,200	2,200	2,700	3,000		3,000		0	2,000
3	C 2	均等割のみの世帯							14,100		10,500		
		市民税所得割額 1 円以上 48,600 円以下		7,000									
		市民税所得割額 48,601 円以上 58,000 円以下		9,000									
		市民税所得割額 58,001 円以上 59,000 円以下		10,800									
		市民税所得割額 59,001 円以上 67,000 円以下			12,000								
		市民税所得割額 67,001 円以上 77,100 円以下											
4	D	市民税所得割額 77,101 円以上 103,000 円以下		20,500	15,300	15,300	14,800	15,000	14,400	20,500	15,990	15,800	
		市民税所得割額 103,001 円以上 122,400 円以下							16,400				
		市民税所得割額 122,401 円以上 211,200 円以下						19,000					
5	E	市民税所得割額 211,201 円以上 288,300 円以下		25,700	19,200	19,200	18,100	21,000	21,600	25,700	19,170	20,000	
		市民税所得割額 288,301 円以上 350,601 円以下						23,000					
		市民税所得割額 350,601 円以上 366,900 円以下					18,900						23,000
		市民税所得割額 366,901 円以上 円以下											
最大値				25,700	19,200	19,200	18,900	23,000	23,000	25,700	19,170	20,000	
最小値				0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※1 現行…「国の上限額基準」と301名以上定員幼稚園の「給付単価限度額基本（基本分単価）」（29,350円）を比較し、低い方に75%を乗じる。

※2 改正案…「国の上限額基準」と120名以上定員幼稚園の「給付単価限度額基本（基本+三歳改善+チーム保育+給食+主幹+子育て支援+冷暖房費加算）」（50,610円）を比較し、低い方に75%を乗じる。

※3 私立幼稚園が箕面市の定める「子育て応援幼稚園」に該当する場合、公立幼稚園（10,000円／月以下）と同額となるように箕面市から保護者に補助金を交付している。

北摂各市 平成29年度 利用者負担額基準表（教育標準時間認定）（一般世帯第1子）（4，5歳児）

国 階層 区分	茨木市 階層 区分	定 義（区 分）	4， 5 歳児									
			国の上限額基準	茨木市（現行） （※1）	茨木市 （改正案1） （※3）	豊中市	高槻市	吹田市	箕面市 （※4）	池田市	摂津市	
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	B 2	市民税非課税世帯	3,000	2,200	2,200	2,700	3,000		0		2,000	
3	C 2	均等割のみの世帯						14,100	10,500	10,500		6,200
		市民税所得割額 1 円以上 48,600 円以下	8,500	6,000								
		市民税所得割額 48,601 円以上 58,000 円以下		8,000								
		市民税所得割額 58,001 円以上 59,000 円以下		9,200								
		市民税所得割額 59,001 円以上 67,000 円以下			11,000							
		市民税所得割額 67,001 円以上 77,100 円以下				10,000						
4	D	市民税所得割額 77,101 円以上 103,000 円以下	20,500	15,300	15,300	14,800	15,000	12,600	20,500	15,990	15,800	
		市民税所得割額 103,001 円以上 122,400 円以下					19,000					13,600
		市民税所得割額 122,401 円以上 211,200 円以下						21,000				17,600
5	E	市民税所得割額 211,201 円以上 288,300 円以下	25,700	16,600 （※2）	19,200	18,100	23,000	25,700	19,170	20,000		
		市民税所得割額 288,301 円以上 350,600 円以下				18,900						
		市民税所得割額 350,601 円以上 366,900 円以下					22,000					
		市民税所得割額 366,901 円以上 円以下										
		最大値	25,700	16,600	19,200	18,900	23,000	22,000	25,700	19,170	20,000	
		最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※1 現行…「国の上限額基準」と301名以上定員幼稚園の「給付単価限度額基本（基本分単価）」（22,220円）を比較し、低い方に75%を乗じる。

※2 給付単価の方が低くなる階層

※3 改正案…「国の上限額基準」と120名以上定員幼稚園の「給付単価限度額基本（基本+三歳改善+チーム保育+給食+主幹+子育て支援+冷暖房費加算）」（43,480円）を比較し、低い方に75%を乗じる。

※4 私立幼稚園が箕面市の定める「子育て応援幼稚園」に該当する場合、公立幼稚園（10,000円／月以下）と同額となるように箕面市から保護者に補助金を交付している。